

M0 船の浸水防止措置に関する事項

改正規則等

自動化設備規則
自動化設備規則検査要領

改正事項

M0 船の浸水防止措置に関する事項

改正理由

本会は、SOLAS II-1 章第 48 規則に基づき、無人化された機関室に設置される船体付弁及びビルジ吸引系統に使用される操作弁は、浸水時に船員が当該装置まで到達し操作するために要する時間を十分確保できる位置に設置するよう規定している。これに対し、近年、船舶が当該規定に適合することを証明する資料の提出を PSC より要求される場合があるとの報告を受けている。

このような状況に対応するため、船体付弁及びビルジ吸引系統に使用される弁の位置に関する評価要件を定めた IACS 勧告事項 Rec 100 を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

機関室に浸入した海水が、対象となる弁の操作位置まで到達する時間内に、船員が当該弁の操作を完了できることを示す検討書の要件を規定した。